

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務の全体の概要)</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等の利用の調整、費用の徴収及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づく小学校就学前子どもに対する教育・保育給付に係る教育・保育給付認定関連事務及び小学校就学前子どもに対する施設等利用給付に係る施設等利用給付認定関連事務、保育所等における利用者負担額の徴収事務を執り行う。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>当課は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①児童福祉法第24条第3項の規定に基づく保育所等の利用の調整②児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する申請の勧奨、支援、入所委託③児童福祉法第56条第2項の規定に基づく利用者負担額の徴収④子ども・子育て支援法第16条の規定に基づく小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者(扶養義務者を含む。)の資産又は収入の状況に係る文書閲覧、資料提供依頼、報告依頼⑤子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑥子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の規定に基づく届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応対に関する事務⑦子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑧子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務⑨子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の取消しに関する事務⑩子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項の規定に基づく利用者負担額の区分の決定⑪情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条の規定に基づくサービス検索・電子申請機能による教育・保育給付認定、保育所等利用申請の受領⑫子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づく施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の規定に基づく施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務⑬子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定に基づく教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務⑭子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定に基づく届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑮子ども・子育て支援法第30条の8第4項の規定に基づく職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務⑯子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定に基づく施設等利用給付認定の取り消しに関する事務⑰子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給に関する事務
③システムの名称	保育システム、番号連携サーバー、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て支援情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法別表第一の8の項、94の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する]
②法令上の根拠	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>(船橋市が照会する根拠) 番号法別表第二の13の項、16の項、116の項</p> <p>(船橋市が提供する根拠) なし(子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる提供は行わない。)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局こども家庭部保育入園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局こども家庭部保育入園課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2330

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ⑥子ども・子育て支援法による支給認定証の交付 (略) ⑧子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく職権による支給認定の変更の認定に係る支給認定証の提出依頼、返還 (略) ⑩子ども・子育て支援法第59条の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付補助金)の申請受理、通知、交付	(略) ⑥子ども・子育て支援法第20条第4項の規定に基づく支給認定証の交付 (略) ⑧子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく職権による支給認定の変更の認定に係る支給認定証の提出依頼、子ども・子育て支援法第23条第6項の規定に基づく返還 (略) ⑩行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条の規定に基づくサービス検索・電子機能による支給認定、保育所等利用申請の受領	事後	
平成30年8月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー	保育システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年8月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保育認定課長 丹野 誠	課長	事後	
令和1年5月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ⑩行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条の規定に基づくサービス検索・電子申請機能による支給認定、保育所等利用申請の受領	(略) ⑩行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条の規定に基づくサービス検索・電子申請機能による支給認定、保育所等利用申請の受領	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項並びに番号法別表第一の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第5号」という。)の条項 ・8の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第8条第7号、第8号、第9号) ・94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第68条)	番号法第9条第1項並びに番号法別表第一の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第5号」という。)の条項 ・8の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第8条第7号、第8号、第9号) ・94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第68条)	事後	
令和1年5月28日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年8月5日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	子どものための教育・保育給付に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。 業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。	子どものための教育・保育給付に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づく支給認定の申請受理、審査、認定、通知、却下 ⑥子ども・子育て支援法第20条第4項の規定に基づく支給認定証の交付 ⑦子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の規定に基づく届出の受理、審査及び同届出に対する応対	⑤子ども・子育て支援法第20条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥項目は、上記⑤の事務に属するため削除 (旧⑦)⑥子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の規定に基づく届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応対に関する事務 (追加)⑦子ども・子育て支援法第23条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の変更の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和2年8月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく職権による支給認定の変更の認定に係る支給認定証の提出依頼、子ども・子育て支援法第23条第6項の規定に基づく返還 ⑨子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づく支給認定の取消、支給認定証の返還依頼 ⑩行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条の規定に基づくサービス検索・電子申請機能による支給認定、保育所等利用申請の受領	⑧子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づく職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づく教育・保育給付認定の取消しに関する事務 (追加)⑩子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項の規定に基づく利用者負担額の区分の決定 (旧⑩)⑪情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条の規定に基づくサービス検索・電子申請機能による教育・保育給付認定、保育所等利用申請の受領	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに番号法別表第一の項 番号及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第 一の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26 年/内閣府/総務省/令第5号」という。)の条項 ・8の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第 8条第7号、第8号、第9号) ・94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号 第68条)	番号法第9条第1項並びに番号法別表第一の項 番号及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第 一の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26 年/内閣府/総務省/令第5号」という。)の条項 ・8の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第 8条第7号、第8号、第9号) ・94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号 第68条第1号から第6号)	事後	
令和2年8月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年8月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年8月5日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託	<input type="checkbox"/> 委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対 策は十分か [十分である]	<input type="radio"/> 委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対 策は十分か []	事後	
令和2年8月5日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワ ークシステムを通じた提供を除 く。)	<input type="radio"/> 提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は 十分か []	<input type="checkbox"/> 提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は 十分か [十分である]	事後	
令和3年6月22日	表紙 評価書名	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付及び子育てのた めの施設等利用給付に関する事務 基礎項目 評価書	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	船橋市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	船橋市は、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和3年6月22日	表紙 特記事項	子どものための教育・保育給付に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。	事前	
令和3年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務	子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(評価対象事務の全体の概要) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等の利用の調整、費用の徴収及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づく小学校就学前子どもに対する教育・保育給付に係る教育・保育給付認定関連事務、保育所等における利用者負担額の徴収事務を執り行う。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) ①～⑪(略)</p>	<p>(評価対象事務の全体の概要) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育所等の利用の調整、費用の徴収及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づく小学校就学前子どもに対する教育・保育給付に係る教育・保育給付認定関連事務及び小学校就学前子どもに対する施設等利用給付に係る施設等利用給付認定関連事務、保育所等における利用者負担額の徴収事務を執り行う。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) ①～⑪(略) ⑫子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づく施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の規定に基づく施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑬子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定に基づく教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑭子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の規定に基づく届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑮子ども・子育て支援法第30条の8第4項の規定に基づく職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑯子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定に基づく施設等利用給付認定の取り消しに関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	I 関連情報 ③. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項並びに番号法別表第一の項 番号及び行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律別表第 一の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年/内閣府/総務省/令第5号。以下「平成26 年/内閣府/総務省/令第5号」という。)の条項 ・8の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号第 8条第7号、第8号、第9号) ・94の項(平成26年/内閣府/総務省/令第5号 第68条第1号から第6号)	番号法別表第一の8の項、94の項	事後	
令和3年6月22日	I 関連情報 ④. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の 項番号及び行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法律別表 第二の主務省令で定める事務及び情報を定め る命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。 以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」とい う。)の条項 ・13の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号 第10条の3) ・16の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号 第12条第8号) ・116の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号 第59条の2) (船橋市が提供する根拠) なし(子どものための教育・保育給付に関する 事務において情報提供ネットワークシステムに よる提供は行わない。)	(船橋市が照会する根拠) 番号法別表第二の13の項、16の項、116の項 (船橋市が提供する根拠) なし(子どものための教育・保育給付及び子育 てのための施設等利用給付に関する事務にお いて情報提供ネットワークシステムによる提供 は行わない。)	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 ①. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	(略)	⑰子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規 定に基づく施設等利用費の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保育システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	保育システム、番号連携サーバー、自治体中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2062	事後	
令和6年3月22日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課	船橋市健康福祉局こども家庭部保育入園課	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2330	船橋市健康福祉局こども家庭部保育入園課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2330	事後	